

京都市告示第 3 4 7号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定しますので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 7 日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	大原野水 0 7 0 8 号	京都市西京区大原野小塩町37番地先 京都市西京区大原野小塩町37番地先
2	大原野水 0 7 0 9 号	京都市西京区大原野小塩町37番地先 京都市西京区大原野小塩町37番地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)